

林業安全コラム

健康な心と体で安全作業
目指すは笑顔の無災害
(平成30年 年間標語)

○ 林業労働安全推進対策（安全診断）について

ご承知のとおり、林野庁では、平成27年度から、労働安全の専門家である労働安全コンサルタントの方々が各事業体を訪問し、経営者層の皆様と直接面談を行った上で、各事業体の労働安全に関する取組を評価する安全診断を実施しています。

安全診断は、法令等により実施することとなっている労働安全確保のための取組について以下の6項目により各事業体の取組状況をチェックします。

○安全診断チェック項目

- ①安全・衛生管理体制の確立と実施（「安全衛生推進者の選任」など13項目）
- ②安全点検体制の確立と実施（「チェーンソーの点検の実施」など13項目）
- ③作業環境の改善（「緊急連絡体制の整備」など15項目）
- ④作業手順の確立と作業方法の改善（「作業現場の事前調査と記録」など9項目）
- ⑤安全衛生教育の実施（「特別教育の実施」など12項目）
- ⑥安全活動の実施（「リスクアセスメントの実施」など10項目）

上記の各項目について、各事業体の実施できているかいないかをチェックし、労働安全を確保する上で各事業体に不足している取組等を具体的に指摘し、今後の労働安全に係る活動に役立ててもらおうというものです。

平成28年度の安全診断で実施したチェック結果は以下のとおりです(上位20項目)。

○ チェック項目の順位表（共通項目）

順位	No.	チェック項目(共通)	事業体割合(%)
1	4.8	作業手順書の作成・使用	67.3
2	4.9	作業手順書の改善	59.3
3	2.11	点検記録の保存(2.1~2.6について)	58.6
4	6.1	リスクアセスメントの実施	56.0
5	2.10	点検表の使用(2.1~2.6について)	50.6
6	6.5	安全活動記録の作成・保管	48.8
7	5.11	年間安全衛生教育計画の策定	46.4
8	4.2	作業計画の立案と周知	45.8
9	6.2	KY、ヒヤリハット、TBMの実施	45.2
10	1.10	安全衛生計画等の策定	42.0
11	6.7	トップによる安全宣言・目標等の表明	40.8
12	3.10	振動工具の作業時間の管理	39.3
13	1.13	安全衛生管理体制の周知	38.4
14	6.8	安全活動方針・スローガン等の設定	36.0
15	5.5	能力向上教育の実施	33.3
16	5.8	教育実施の記録	33.3
17	6.4	指差呼称の奨励	31.3
18	3.4	緊急時対応措置訓練の実施	27.7
19	4.1	作業現場の事前調査と記録	27.7
20	5.9	事業所内教育の実施	26.5

注：「共通項目」はすべての事業体に該当する項目

○ チェック項目の順位表（特定項目）

順位	No.	チェック項目(特定)	事業体割合(%)
1	2.13	安全巡回記録の保存	67.0
2	1.4	安全衛生推進者の選任	53.3
3	4.4	誘導者の設置	46.7
4	2.9	他の振動工具の点検の実施	40.7
5	4.5	制限速度の設定	40.2
6	2.5	刈払機の点検の実施	38.4
7	2.4	チェーンソーの点検の実施	38.3
8	1.12	作業者の意見聴取の機会の設定	37.9
9	1.11	安全衛生会議の開催	36.9
10	1.6	安全衛生委員会の選任	34.0
11	2.1	車両系木材伐出機械の点検の実施	32.2
12	2.8	車両系建設機械等、他の機械の点検の実施	31.6
13	2.2	機械集材装置の点検の実施	31.0
14	2.12	作業現場安全巡回の実施	29.9
15	1.9	特殊健康診断等の実施	28.5
16	2.3	簡易架線集材装置の点検の実施	24.8
17	1.5	産業医の選任	23.7
18	1.2	安全管理者の選任	18.4
19	1.3	衛生管理者の選任	15.4
20	1.1	総括安全衛生管理者の選任	14.8

注：「特定項目」は特定の事業体に該当する項目

上記表の「事業体割合(%)」は、安全診断の結果、各項目にかかる取組が不十分であるなどの指摘事項があった事業体の割合です。例えば、共通項目(左表)の8位の「作業計画の立案と周知(安衛則151条の89ほか)」は、取組が不十分などの指摘を受けた事業体の割合が45.8%という結果になっています。

上記の安全診断の結果は、各都道府県の皆様に配布した「平成28年度林業事業体安全診断報告書」に掲載されていますので、それぞれの地域において労働安全に係る指導をされる際の参考として活用いただければと思います。

30年度についても本事業は実施しますので、積極的な活用をお願いします。

- ・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>
- ・林業退職金共済制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。
(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-bosei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629